

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

（奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び本則中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

（奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正）

第二条 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。